

議案第25号	三田市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について
農業振興課	農業災害補償法施行規則の改正に伴い、家畜共済制度上発生していた補償対象外期間を、一定の要件を満たす場合は補償対象となる規定を設ける等に当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p><b>【改正趣旨】</b> 農業災害補償法施行規則の一部改正（平成22年農林水産省令第22号）に伴い、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p><b>【関係法令】</b> 農業災害補償法施行規則</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第3条第4項の追加 権利義務の承継により、同一組合等の他の包括共済に新たに付された家畜に係る廃用規定の運用については、当該権利義務の承継前から付されていた譲渡人の共済関係に係る共済責任の始まった時に、当該共済責任が始まったものとみなす規定を追加するもの</li> <li>● 第29条第1項及び第3項の改正 第1項 ① 農作物共済において、品質方式による加入要件に関する規定を追加するもの ② 農作物共済において、共済金額の申出をしない組合員については、選択できる金額のうち最低のものになると考えられる金額を設定するように改正するもの 第3項 上記②の規定改正と同様の趣旨により、単位当たり（1kg当たり）共済金額についても最低の金額とするように改正するもの</li> <li>● 第60条第1項第6号の追加 家畜共済に係る共済金の支払いを請求できない場合の特例事項の追加するもの</li> </ul> <p><b>【施行期日】</b> 県知事認可の日</p> <p><b>【経過措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ この条例による改正後の三田市農業共済条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に共済責任期間（家畜共済にあつては、共済掛金期間。以下同じ。）の開始する共済関係について適用し、同日前に共済責任期間の開始する共済関係については、なお従前の例による。ただし、次項及び第5項に規定する規定の適用については、それぞれ当該各項に定めるところによる。</li> <li>・ 新条例第3条第4項及び第5項、第60条第1項第6号の規定は、平成22年4月1日から施行日前までに共済責任期間の開始する共済関係についても適用する。</li> <li>・ 新条例第29条第1項の改正規定（「共済目的の種類ごと」を「農作物共済の共済目的の種類等ごと」に改める部分に限る。）は、平成23年産の水稻及び麦から適用し、平成22年以前の年産の水稻及び麦については、なお従前の例による。</li> <li>・ 新条例第63条第3項の規定は、施行日前に共済責任期間の開始する共済関係についても適用する。</li> </ul> <p><b>【議案年度】</b> 平成23年度議案：本会議5日目議決</p>	